

経済価値ベースのソルベンシー規制等に関する 残論点の方向性 (概要)

2024年 5 月29日
保険課 保険モニタリング室

経緯

- 2020年6月、新たな資本規制である経済価値ベースのソルベンシー規制（新規制）の国内導入に向け、「経済価値ベースのソルベンシー規制等に関する有識者会議」報告書を公表。
- 2022年6月、「経済価値ベースのソルベンシー規制等に関する基本的な内容の暫定決定」において、主に、第1の柱の標準モデルの考え方について、新規制の暫定的な結論及び基本的な方向性を提示。
- 2023年6月、「経済価値ベースのソルベンシー規制等に関する基準の最終化に向けた検討状況」（検討状況）を公表し、基準の最終化に向けた課題を整理。
- 検討状況の公表以降、保険監督者国際機構（IAIS）における国際資本基準（ICS）に関する議論を踏まえつつ、フィールドテスト（FT）の結果分析や、保険会社及びその他の関係者との対話を通じ、新規制に関する各論点を検討。

本資料の目的

- 「経済価値ベースのソルベンシー規制等に関する残論点の方向性」（基準案）は、検討状況で残された論点について、新規制における方向性を示すもの。



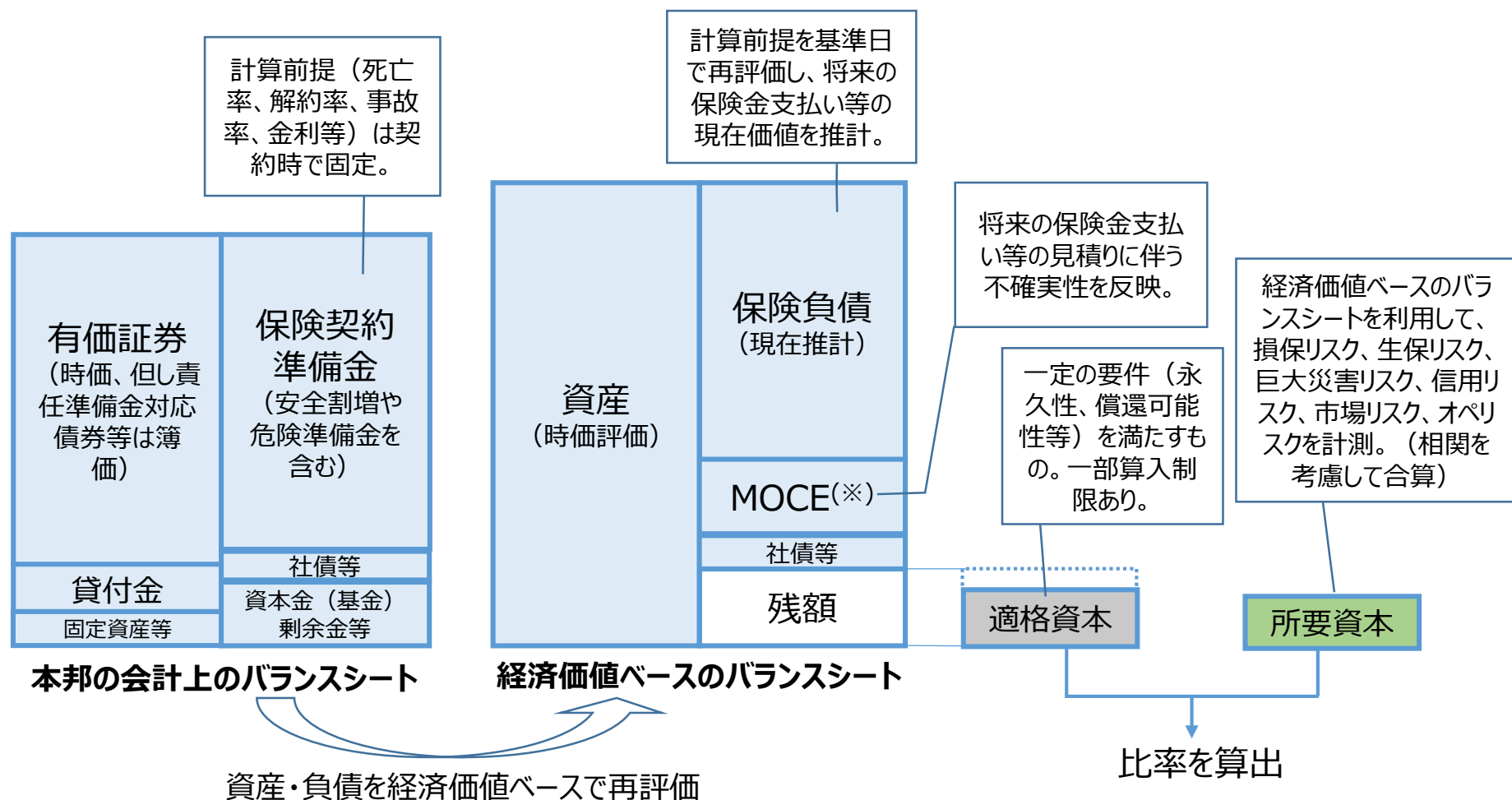
経済価値ベースのソルベンシー規制導入について

- 新規制を導入する意義は、主に以下の３つの観点から整理できる。
 - ① **契約者保護**：保険会社の中長期的な健全性をフォワードルッキングに反映できる規制を導入することにより、リスクが発現した場合にも保険債務を履行できるだけの支払能力の確保を求め、契約者の保護を図る
 - ② **保険会社のリスク管理の高度化**：既に経済価値ベースの考え方を取り入れている会社については、内部管理上の指標と規制上の指標の整合性の向上、未だ経済価値ベースの考え方を取り入れていない会社については、経済価値ベースに基づくリスク管理の導入の促進が期待される
 - ③ **消費者・市場関係者等への情報提供**：経済価値ベースの統一的な基準に基づく情報開示を行うことで、一定の比較可能性を持った形で財務の健全性に関する情報提供が充実し、保険会社と外部のステークホルダーとの対話を通じて、保険会社の経営へのガバナンス・規律付けが向上することが期待される
- IAISにおけるICSに関する議論を踏まえつつ、（中小社等も対象となる）国内規制として相応しいものとなるよう検討を行い、必要な範囲でICSからの修正や明確化を行う。
- 狭義のソルベンシー規制にとどまらない、保険会社の内部管理のあり方も踏まえた多面的な健全性政策について、「３つの柱」の考え方を採用。
 - **第一の柱（ソルベンシー規制）**：ソルベンシー比率に関する一定の共通基準を設け、契約者保護のためのバックストップとして監督介入の枠組みを定める（基本的な構造はICSと共通）
 - **第二の柱（内部管理と監督上の検証）**：第一の柱で捉えきれないリスクも捕捉し、保険会社の内部管理を検証しその高度化を促進する
 - **第三の柱（情報開示）**：保険会社と外部のステークホルダーとの間の適切な対話を促し、ひいては保険会社に対する適正な規律を働かせる



これまでの検討における新規制の枠組み等（２／２）

- 第１の柱（ソルベンシー規制）では、①保険会社の資産、負債を経済価値ベースで評価した上で、②ストレス環境下で発生するリスク量（所要資本）を計測し、③それに対する資本（適格資本）の充分性を評価。





基準案の主な論点（１／４）

早期是正措置制度

	新たな早期是正措置制度（案）	現行制度（※）
区分 非対象	水準：100%以上	水準：100%以上（200%以上）
第一区分	水準： <u>100-70%</u> ・改善計画の提出およびその実行の命令 ➤ 監督指針上は <u>原則 1 年以内</u> に100%以上に回復すべき旨を規定	水準： <u>100-50%</u> （ <u>200-100%</u> ） ・改善計画の提出およびその実行の命令 ➤ 監督指針上は <u>原則 1 年以内</u> に100%以上に回復すべき旨を規定
第二区分	水準： <u>70-35%</u> ・保険金等の支払い能力の充実に資する各種措置に係る命令 ➤ 監督指針上は <u>原則 6ヵ月以内</u> に70%以上に回復すべき旨を規定	水準： <u>50-0%</u> （ <u>100-0%</u> ） ・保険金等の支払い能力の充実に資する各種措置に係る命令 ➤ 監督指針上は <u>原則 1 年以内</u> に50%以上に回復すべき旨を規定
第三区分	水準： <u>35%未満</u> ・期限を付した業務の全部または一部停止命令 ➤ 監督指針上は <u>原則 3ヵ月以内</u> に35%以上に回復すべき旨を規定	水準： <u>0%未満</u> ・期限を付した業務の全部または一部停止命令

（※）現行のソルベンシー・マージン比率は、支払余力（マージン）を、通常の予測を超える危険（リスク）に2分の1をかけたもので割ることで算出されるところ、新規制におけるソルベンシー比率の算出にあたっては、分母のリスクに2分の1をかけることはしない。このため、新規制と共通の尺度での比較を可能にする観点から、「現行制度」の欄でも、分母のリスクに2分の1をかけずに算出した場合の比率を記載しているところ、括弧内において、現行制度における対応する比率を併記している。



第1の柱 標準モデル

- 生命保険リスク、損害保険リスクについて、一定の要件及び当局による審査の下、各社の実績データに基づく会社固有のストレス係数・リスク係数を適用可能な制度とする。
- 金利リスクについて、保険負債の割引率の標準モデルの仕様（終局金利等）が原因で、規制上の金利リスクでは内部管理におけるALMが逆効果となり、各社におけるリスク管理の高度化を停滞・阻害させる可能性を踏まえ、一定の要件及び当局による審査の下、金利リスクの計測方法は標準モデルと同一とするが、金利リスク計測時の割引率は内部管理で用いる割引率を適用する手法（内部割引率手法）を適用可能とする。
- 株式リスクに係る対称調整メカニズムについて、保険会社の株式売却が市場にプロシクリカルな影響を与える可能性が高いとは言い切れないこと、当該措置の導入はリスク係数を削減し過小評価することになり、適時の監督措置を講じることができなくなる可能性があること及び保険会社の自律的な経営管理・リスク管理の高度化に対して意図せざる影響を与え得ることから、当該措置は導入しない。ただし、将来的にプロシクリカルティが懸念される状況が生じた場合には、何等かの特例措置も含め、柔軟な対応を検討する。

第1の柱 内部モデル の活用

- 新規制導入時においては、自然災害リスクのみを内部モデルの対象とする。ただし、将来的には、優先度に応じて段階的にスコープの拡大を検討する。
- 内部モデルの適用は、一定の基準に基づく当局による審査及び承認後のモニタリングを前提とする。



第1の柱 標準モデル （海外子 会社に係る 統合手 法）

- IAISによる米国合算手法（以下、「米国AM」）の比較可能性評価の結果は2024年第4四半期に判明予定のところ、米国AMのICSとの比較可能性評価が認められた場合、連結ESR^(※)の算出にあたって、例外的なオプションとして、EUソルベンシーⅡで導入されている控除合算手法と整合的な手法を用いることができるものとし、その対象法域等は、IAISにおける米国AMの議論と整合的なものとする（現時点では米国が対象法域）。その際、当該手法の適用により生じ得る弊害に対処するため、当該手法の適用は以下を前提とする。

「当該手法」の適用に係る要件

① 2柱・3柱による対応	当該手法を適用して算出する連結ESR（以下、「当該手法適用ESR」）とは別途、当該手法を適用しないで算出した連結ESR（以下、「原則法ESR」）の報告・開示を義務付ける。
② 上限の設定	原則法ESRに対し当該手法適用ESRが過大になることを防ぐため、原則法ESRを基に当該手法適用ESRに対する一定の上限（原則法ESR+15%）を設定し、当該手法適用ESRが当該上限を上回る場合には、当該上限の範囲に収まるよう、海外子会社の統合にあたって適用される調整の内容（調整係数等）を洗い替えるものとする。
③ 内部検証・外部検証	②を前提とした場合、原則法ESRが連結ESRを決定する基礎となり得ることから、当該手法適用ESRに加え、原則法ESRも内部検証及び外部専門家による検証の対象とする。
④ 適用関係	当該手法の適用は届出事項とするとともに、連結ESRを算出する上で、当該手法を適用しなかった海外子会社に事後的に当該手法を適用することは不可とする。

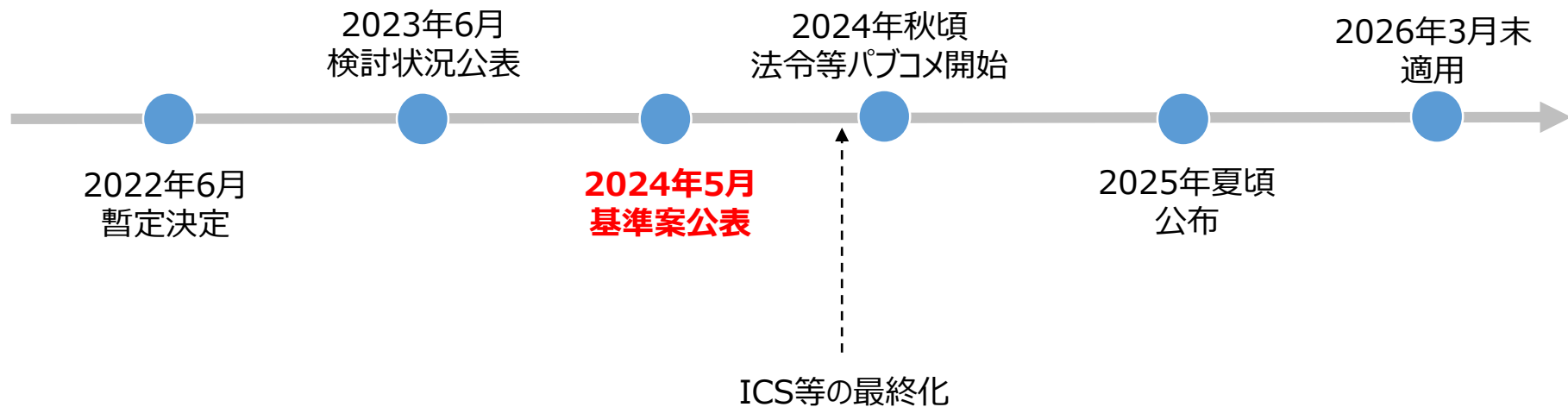
- 上記の方向性は、比較可能性評価に係る議論の動向次第で見直される場合がある。



ESRに関する検証の枠組み	● 内部の検証態勢について、検証機能の役割、資格要件、独立性及び適格性要件等を設定。 ● 外部専門家による検証について、経済価値バランスシートへの合理的保証業務を導入する。
第2の柱	● 以下の論点に係る具体的内容について引き続き検討。 ・ 内部モデルの高度化やモデルガバナンスを含む、内部管理の高度化 ・ 流動性リスクを含む、第1の柱では捉えきれないリスクの把握・分析 ・ 当局によるモニタリングのために、保険会社に提出を求めるデータ
第3の柱	● ①所要資本・適格資本、②バランスシート、③感応度分析、④変動要因分析等の定量情報、及び、計算前提や手法に係る事項等の定性情報について法定開示とし、定量情報については、当局が一定の様式を定める。



新規制導入に向けたタイムライン案



- 2024年5月：基準案の公表
- 2024年秋頃：主な法令等案のパブリックコメント実施
- 2025年夏頃：公布
- 2026年3月末：適用（2025年度決算より新規制に基づく報告開始）